

空き家情報登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小川村における空き家を有効活用することにより、移住・定住を促進し、地域の担い手の確保及び活性化を図るため、空き家情報登録制度(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家バンク」とは、村内に存する空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、村内に定住することを目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行う制度をいう。
- (2) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し現に居住していない(居住しなくなる予定のもの。)村内に存在する建物とその敷地をいう。ただし、賃貸・分譲を目的とする建物とその敷地を除く。
- (3) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売買・賃貸を行うことができる者をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

ただし、斡旋及び仲介等を目的とした空き家に関する登録はできない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家登録申込者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消し、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権、その他権利の変動があったとき。
- (2) 空き家バンクの登録抹消の届出があったとき。

- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) その他、村長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用希望者の登録の申込み等)

第6条 空き家バンクによる空き家情報利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「情報利用希望者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

ただし、斡旋及び仲介等を目的とした情報利用希望者に関する登録はできない。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家バンク利用登録台帳に登録するものとする。

(1) 空き家に定住、又は定住するための住宅建設までの間一時的に居住しようとする者

(2) その他、村長が適当と認めた者

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該情報利用希望者に通知するものとする。

(情報利用希望者に係る登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた情報利用希望者（以下「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届出なければならない。

(利用希望登録者の登録の抹消)

第8条 村長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録を抹消し、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 空き家利用の目的が、第6条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

(3) 申込み内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家バンクの利用登録の抹消の届出があったとき。

(5) その他、村長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供等)

第9条 村長は、必要に応じて空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家情報バンク登録台帳及び空き家バンク利用登録台帳に登録された有用な情報を提供することができる。

2 村長は、空き家登録者及び利用希望登録者が行う空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約等の法律行為並びにこれに付随して生じたトラブル等について関与しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。